

後援名義の助成に関する申請について（お知らせ）

名古屋芸術大学では、研究成果の学外発表に係る後援名義の助成を下記のとおり実施しています。

記

1 申請することができる方

- (1) 本学の卒業生又は同大学院修了生、(2) 本学の教員（非常勤講師及び非常勤職員を含む。）
- (3) 本学の学生、(4) その他、学長が認めるもの

2 助成対象の事業

- (1) 学外で行う①展覧会、②演奏会、③その他、イベント等で、申請者が主体的に企画する事業
- (2) 助成は、当該年度内に学外で行う研究発表1回に対して、10,000円を助成
- (3) 助成は事業終了の報告後に行います。

3 申請手続き

- (1) 「後援名義助成申請書」に必要事項を記入し、原則として申請する事業の開催予定日の2か月前までに経営本部業務部総務チームに提出（郵送を含む。）してください。
- (2) (1)の後援名義を記載する場合は、助成の有無にかかわらず申請手続きが必要です。申請しない場合は、後援名義を記載することはできません。
- (3) 許可される条件は、①本学の名称を冠するに相応しいと認める内容であること。②本学の教育研究上有益であり、本学の発展に寄与する内容であること。③政治活動又は反社会的勢力の一環として行われるものではないことです。
- (4) 申請結果は、経営本部業務部総務チームからメールで通知します。
- (5) 申請書は、本学のホームページ「後援名義」のバナーからダウンロードすることができます。
- (6) インボイス事業者登録番号をお持ちの方は記載してください。

4 許可等

- (1) 許可を受けた申請者は、次の後援名義を印字したチラシ又はポスター等を作成後、速やかに経営本部業務部総務チームに提出（3の（4）のメールあてに画像送信、紙面による郵送を含む。）してください。
 - ①「後援 名古屋芸術大学」
 - ②「後援 名古屋芸術大学 芸術学部芸術学科」に次のいずれかを記載
音楽領域、舞台芸術領域、芸術教養領域、美術領域、デザイン領域
 - ③「後援 名古屋芸術大学 教育学部 子ども学科」
- (2) 許可された場合は、本学のホームページ「演奏会情報」又は「展覧会情報」に掲載します。

5 事業終了の報告等

- (1) 事業終了後、事業名、開催期間、場所及び内容を、「後援事業実施報告書」に記入し、速やかに許可通知を受けたメールアドレスに、報告してください。
- (2) 報告の確認後、申請者に対する後援名義の助成の手続き行います。助成金を希望される場合は、「振込先の銀行名、支店、普通又は当座の別、口座番号、名義人（漢字及びフリガナ）」をお知らせください。※三菱UFJ銀行指定の優先をお願いします。

6 申請に関しての問い合わせ先

- (1) 芸術学部（音楽領域、舞台芸術領域、芸術教養領域）、教育学部
音楽研究科、人間発達学研究科
〒481-8503 北名古屋市熊之庄古井 281 番地 TEL 0568-24-0316
名古屋芸術大学 業務部総務チーム
- (2) 芸術学部（美術領域、デザイン領域）
美術研究科、デザイン研究科
〒481-8535 北名古屋市徳重西沼 65 番地 TEL 0568-48-0201
名古屋芸術大学 業務部総務チーム